

別紙

諮問第781号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求について、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものの提出又は提示がないことを理由として却下した本件処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇が開示請求した関連文書 すべて起案分等も含む」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年3月31日付けで行った本件開示請求を却下とした本件処分について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に係る弁明書及び理由説明書において、実施機関は、審査請求人が本件開示請求に係る本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものの提示がないため、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることが確認できないとして、当該開示請求を却下した判断は、適法かつ妥当である旨を説明している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年7月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年10月7日に実施機関から理由説明書を、令和3年3月18日に審査請求人から意見書を收受し、同年7月15日（第217回第一部会）から同年9月16日（第218回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 保有個人情報開示請求手続における本人確認について

条例13条1項本文では、「前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。」と定め、同項1号では「開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所」、同項2号では「開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項」、同項3号では「前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」と、それぞれ規定している。また、同条2項においては、「開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。」として、開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明する書類であって実施機関が定めるもの（以下「本人確認書類」という。）を提出又は提示することを義務付けている。

これに関連して、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成3年東京都規則第22号。以下単に「規則」という。）3条各号において、条例で規定する本人確認書類を具体的に定めており、規則3条1号では「個人番号カード」、同条2号では「運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして知事が適当と認めるもののうちからいずれか一つ」、同条3号では「国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員

共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって知事が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ」と、それぞれ規定している。

なお、東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（平成3年9月25日付3情都情第193号。以下単に「要綱」という。）第3、2（2）ウでは、開示請求者が本人確認書類を提出又は提示せず、請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることが確認できない場合は、補正として、相当の期間を定めて開示請求者に本人確認書類の提出又は提示を求め、開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき、又は開示請求者に連絡がつかないときには、請求を却下する旨を定めている。

イ 本件処分の妥当性について

（ア）実施機関の説明

本件処分の妥当性について、実施機関は概ね次のとおり説明する。

- a 本件開示請求に係る開示請求書がファクシミリによって提出されたことから、本件開示請求が本人によるものであることを確認するため、事務担当課において、対面により本人確認を行うべく開示請求者に連絡をしたが、実施機関が提示した期限までに確答がなかった。
- b 開示請求書がファクシミリによって提出された令和2年3月17日から実施機関が本件処分を行った同年3月31日までの間、再三に渡り、電話や電子メールにより本人確認が必要である旨を伝え、来庁日時の調整を行ったが、返答がないか、又は調整中に切電されるなど折り合うことがなく、来庁による本人確認には至らなかった。
- c 審査請求人は、新型コロナウイルス感染症のまん延等を理由として本件（却下）処分は不当である旨主張するが、保有個人情報は、誤って他人に開示されると当該個人が不測の権利利益侵害を被るおそれがあることから、その性質上、開示請求に当たっては厳格な本人確認を要するものと解し、開示決定等の期限である令和2年3月31日の直前まで重ねて対面による本人確認を求めている。
- d 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）32条の規定に

よる緊急事態措置下（東京都を区域とした最初の当該措置は令和2年4月7日から）においても、東京都ではなお対面による本人確認を実施していたことから、当時の社会情勢等を理由に本件処分が不当であるとする審査請求人の主張は妥当ではない。

（イ）審査請求人の主張

審査請求人は、実施機関による上記（ア）の説明に対し、概ね次のとおり反論している。

- a 実施機関の担当職員から面談の申込みがあったことは認めるものの、本人確認書面の提出を求められたことは否認する。
- b 開示請求書をファクシミリによって送達したことは認めるものの、実施機関が主張する内容（上記（ア）b）は証拠がないため否認する。
- c 実施機関が主張する来庁は必要性がない。郵便による本人確認も可能とされているはずである。
- d 審査請求人は介護を行っていることもあり、既に確定申告等ですら期間延長の手續がなされていることを勘案すれば、本件処分は不当なものである。

（ウ）審査会の検討

審査会が、本件開示請求に係る実施機関と審査請求人との求補正のやり取りに関する記録を確認したところ、上記（ア）a及びbの説明のとおりであることが確認された。

なお、条例33条は、条例の施行に必要な事項は都規則等（東京都規則その他の実施機関が定める規則、規程等）で定める旨規定しているところ、要綱第3、2（9）において、ファクシミリ又は電子メールによる開示請求については、本人からの請求であることの確認手段が確立していないことから当分の間は認めないこととされている。

一方、審査請求人が主張する郵便による開示請求については、確かに要綱第3、2（10）において、「病気、身体障害その他のやむを得ない理由により窓口等で開示請求ができないと認められる請求者から請求書の送付があった場合」の留意事項が記載されているが、本件において審査請求人は、要綱で掲げる本人確認書

類や診断書等窓口等で請求できないことを証する書類を添えて開示請求書を郵送した事実もない。

したがって、実施機関が行った求補正の手續に瑕疵はなく、またその説明に不自然、不合理な点は特段見当たらないことから、本件処分は妥当であると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子